



その製品は何？ 誤使用の背景を考えてみよう

消費生活センターから、シャボンフラワーについての相談が入りました。『『観賞用のため、洗顔には使用しないでください』との記載のあるギフト商品のシャボンフラワーを入浴剤の代わりに使用したところ皮膚がかぶれてしまった、との相談を消費者から受けているが、製品の表示に問題はないのか』という内容です。製品の用途と誤使用の背景について考えてみましょう。



○シャボンフラワーとは

シャボンフラワーやソープフラワーと呼ばれる製品は、花びらが石けん成分でできた造花であり、取扱いが簡単なこと、色や香りの持続性が高いことなどから、ギフトや装飾として広く使われているようです。

シャボンフラワーの中には、単に花束やフラワーボックスなどの装飾用として飾るだけではなく、化粧品として、手や顔を洗う「石けん」の用途を持つ製品や、風呂の中に浮かべて「入浴剤」として楽しめる製品なども販売されています。

○誤使用の背景

相談者は、以前入浴剤の用途も記載されたシャボンフラワーを使った事があり、今回も同様の使い方をしたら、皮膚がかぶれてしまったようです。

今回使用した製品は、「観賞用」と表示されている雑貨であり、「洗顔には使用しない」との注意表示がありますが、「入浴剤として使えない」との表示が入っていません。また、「石けん」としても使用もできないので、同様に石けんとしても使うことができません。これは、PL法上の欠陥となるのでしょうか。



○指示・警告上の欠陥とは

PL法における欠陥は「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造者などが当該製造物を引き渡した時期、その他の当該製造物にかかわる事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」とされています。通常予見される使用形態の中には、合理的に予見し得る誤使用も含まれるとされています。また、「欠陥」は、「製造上の欠陥」、「設計上の欠陥」、「指示・警告上の欠陥」の3つに分類され、「指示・警告上の欠陥」は製造物に内在する危険・有害性を使用者が回避するための情報に欠けていたり、あっても内容が不十分であることによる欠陥です。¹⁾

○当たり前を考え直してみよう

石けんといえば、通常は「身体やその他の汚れを落とす」ために使うものであると一般の使用経

験から考えます。しかし、「石けんでつくられた花の入浴剤」としてシャボンフラワーを使用した経験のある人にとっては、他の製品も入浴剤として使えると思ってしまう可能性があります。

今回の製品は「観賞用」と明記しており、「指示・警告上の欠陥」となる可能性は低いかもしれませんが、新しいタイプの製品は、人によってとらえ方が異なります。メーカーは製品の使い方や注意表示を作成するときは、「当たり前」の考えを捨て、使う人がどんな誤使用をする可能性があるか、再度リスクの洗い出しを試みるのが大切です。

1) 製造物責任法の概要 Q&A 消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_qa.html